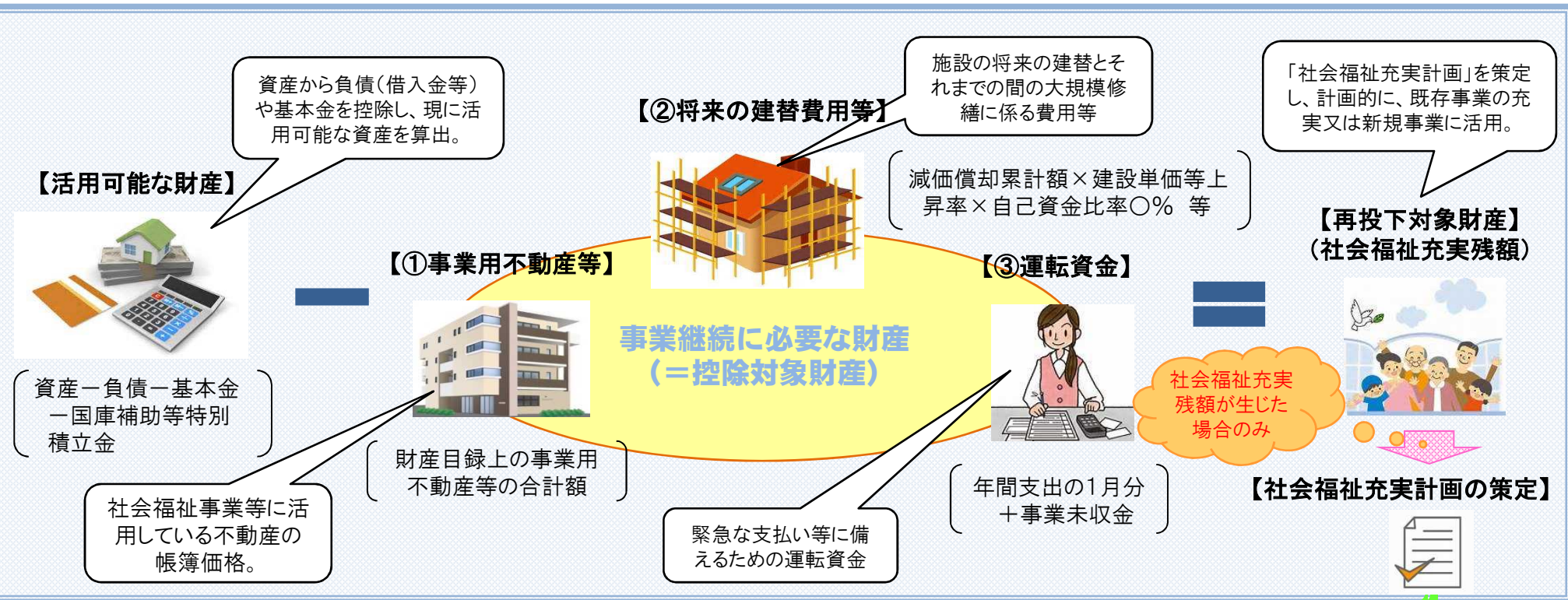


# 「社会福祉充実残額」及び 「社会福祉充実計画」について

# 社会福祉充実残額の有効活用について

(参考)第18回福祉部会資料を  
改題の上抜粋

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



**（残額の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）**

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

# 「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

## ② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

### ① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

#### （考え方）

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

\*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

### ② 再生産に必要な財産

#### （考え方）

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

### ③ 必要な運転資金

#### （考え方）

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

# 「控除対象財産」の具体的な算定方法

①

## 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

法人が実施する社会福祉事業等に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるものを控除

### 【控除対象財産に該当する例】

- ・現に事業に活用している土地、建物、設備等
- ・職員の福祉厚生のための土地、建物、設備等
- ・サービス提供に必要な送迎車両、介護機器、生活機器等

### 【控除対象財産に該当しない例】

- ・現預金、有価証券、各種積立資産、遊休不動産、美術品

※ただし、現預金や有価証券等については、「②再生産に必要な財産」や「③必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

②

## 再生産に必要な財産

法人が所有する施設・設備を再取得すると仮定して、法人が建替等に必要と見込まれる費用を算出して控除

### 【算出方法】

再取得に必要な財産＝  
 $(\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times$   
 $\text{一般的な自己資金比率} + \alpha (\text{修繕費等})$

### （具体例）

10億円（減価償却期間40年、築20年）の施設を保有している場合

$(\text{減価償却累計額} (5\text{億円}) \times \text{建設単価等}$   
 $\text{上昇率} (1.2\text{倍}^{\ast}) \times \text{一般的な自己資金比}$   
 $\text{率} (15\%^{\ast}) + \text{修繕費} (\text{減価償却累計額の}$   
 $20\%^{\ast} = 1\text{億円}) = 1\text{億}9\text{千万円}$

※数字は仮置き

現在、実態調査を実施し、数値を精査中

③

## 必要な運転資金

事業活動に必要な運転資金として、「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」を控除

### （具体例）

介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象。

措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象。

## (算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

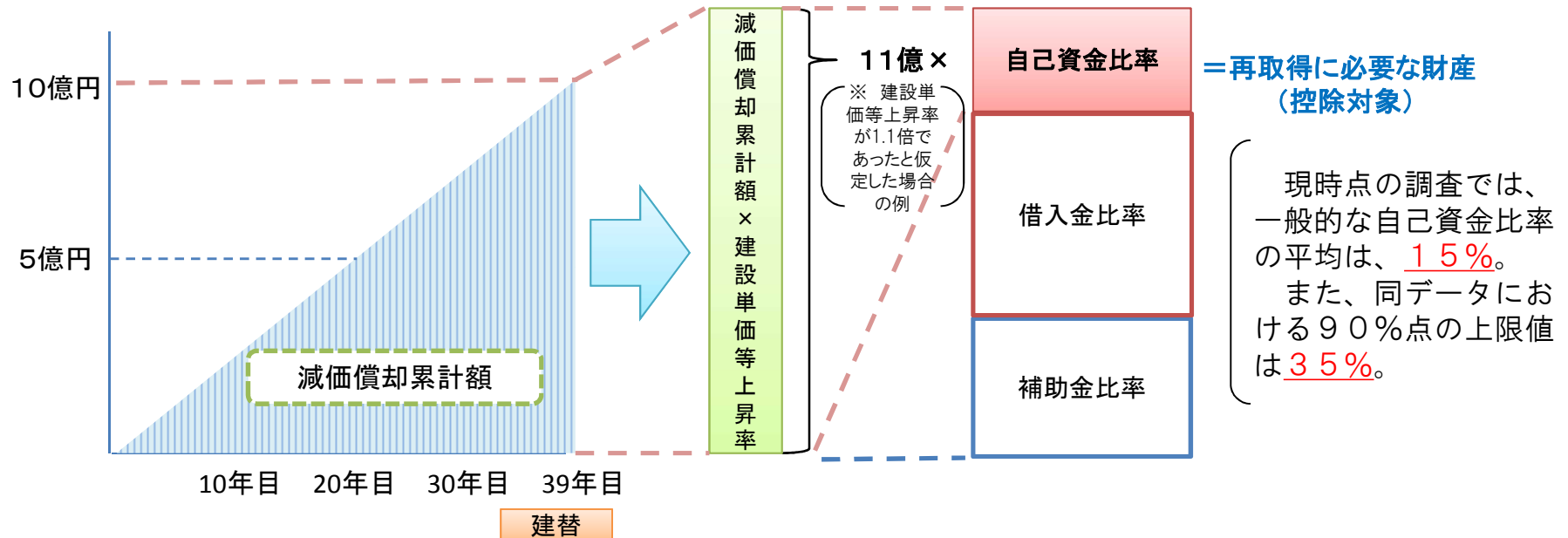
$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

- 減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。
- 法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。



- 減価償却累計額(建設単価等上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によることとされている。



# 社会福祉充実計画について（案）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的な再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。（原則5年間）

## 1. 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

- ◆ 社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載する。

〔事業内容については、職員の処遇改善を含む人材への投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を計画に盛り込む。〕

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

## 2. 社会福祉充実計画の作成手続

- ◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



※ 地域公益事業を行う場合に限る。

# 社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成〇年〇月〇日現在

平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

## 1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人〇〇会
法人の主たる所在地	〇県〇市〇町〇〇
連絡先	〇-〇-〇
計画作成年月日	平成〇年〇月〇日
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日	
評議員会の承認年月日	
本計画の対象となる社会福祉 充実残額（単位：円）	〇円
本計画の対象期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新 規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					

4年目						
	小計					
5年目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

## 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

## 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
財源構成	計画期間における 事業費						
	社会福祉充実 残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						
合計							

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	
事業の実施地域	
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
事業内容	
事業の実施スケジュール	

事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

## 6. 計画期間が5年を超える理由



# 社会福祉充実残額算定に関する意見と方向性

## 【意見の概要】

- 基本財産に組み入れた剰余金は、控除対象財産とすべきではないか。
- 平均的な自己資金比率算出に使用したデータは、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであり、当該融資を利用しない施設は含まれていない。したがって、自己資金比率は低めに出ていることが想定されることから、比率を高めを設定する必要があるのではないか。
- 再生産に必要な資金として、法人が計上した積立金（人件費積立金を含む）を全額控除対象財産とすべきではないか。
- 減価償却期間よりも早く施設の建替を行う場合も想定されることから、社会福祉充実残額はこれに充てるため、できる限り留保することを容認すべきではないか。
- 運転資金については、措置（運営）施設であっても、補助金・委託費の入金と支払いにタイムラグがあったり、緊急的に必要な支出がある場合も考えられることから、年間事業活動支出金の1月分では少ないのではないかと。

## 【検討の方向性】

- ◆ 剰余金の基本財産への組み入れは、法人の裁量で計上することが可能であり、客観的に事業継続に必要な財産と判断できないことから、控除対象財産とはしない方向。
- ◆ 自己資本比率については、客観的なデータに基づいて設定する必要があるが、現時点で入手可能なデータが、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであることから、これを利用したものである。ご指摘のとおり、福祉医療機構の融資を受けていない施設もあることから、現在、調査研究事業（別紙）を実施し、福祉医療機構の融資を受けていない施設も含めた建設時自己資金比率等の実態把握を行っているところであり、これを踏まえ、一般的な自己資金比率を設定する方向。
- ◆ 各種積立金については、法人の裁量により計上することが可能であり、必ずしも事業継続に必要な最低限の財産とはいえないことから、控除対象財産とはしない方向。
- ◆ 施設の建替を行う時期は、立地や施設の態様等により多様であることから、定量的かつ公平に再生産費用を算定するため、会計基準（大蔵省令を引用）で定められた減価償却期間を基準として建替費用の算定をする方向。なお、これをもって減価償却期間前に施設の建替を行えないということではない。
- ◆ 運転資金については、サンプル調査結果を踏まえ、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、活動に支障がないことから、「年間事業活動支出金＋事業未収金」としたところであるが、指摘されるようなケースも考えられることから、ご意見も踏まえ検討する。

➡ 10月中に「財務規律検討会」を開催し、結論を得る。

- 平成28年度社会福祉推進事業(国の補助事業)により、一般社団法人日本医療福祉建築協会に補助を行い、社会福祉法人が事業を継続するための適正な財務状況を明らかにするため、建物のライフサイクルコストのうち、建設費と大規模修繕費のデータの収集・分析を行う。

### 1. 実施主体

- 一般社団法人 日本医療福祉建築協会

### 2. 事業内容

#### (1)建設コスト等に関する実態調査の実施

6,500程度の社会福祉法人を対象に、事業種別や建物種別、用途地域、建設費等に関する調査を行い、施設の新規建設コスト及び大規模改修コストに関して、書面による実態調査を実施。

#### (2)ヒアリング調査の実施

実態調査に加え、運営の方針や修繕計画の工夫等の補足情報を把握するため、実態調査の回答があった法人の中から一部を選定し、訪問によるヒアリング調査を実施。

#### (3)調査結果の分析

社会福祉法人関係者や建築関係者等の有識者によって構成される委員会を設置し、調査結果の分析を行うとともに、報告書を取りまとめる。

### 3. スケジュール(予定)

- 実態調査については8月～9月、ヒアリング調査については9月～11月の間に実施し、12月にこれらの調査結果を取りまとめ。